

申請区分		更新登録
運送主体	法人名	特定非営利活動法人じょいんと
	代表者名	松井 秀明
	設立年月日	平成15年4月1日
	移送開始年月日	平成18年9月29日
	事業所名	特定非営利活動法人じょいんと
	事業所所在地	千葉県習志野市津田沼4-10-32コーポマローネ301
	運送を必要とする理由	主に支援している知的障害を持つ方は、既知の運転者、特定の車両への強いこだわりを有し、同乗者への危険行為を行うことがある。また、急に暴れたり、大声をあげる突発行為等を有し、同乗者のみならず、運転者にも専門的な知識が求められる。このような公共交通機関による移動が困難な利用者に対し、福祉有償運送を行うことで社会参加のための外出支援及び緊急時における送迎支援をしたい。
運送の対象		知的障害21人 身体障害3人
形態送等の	移送区域	千葉市, 習志野市, 船橋市
	移送目的	外出支援、帰宅支援、通院支援
使用車両 <>内は持ち込み車両数 ※乗車定員 11人未満		車椅子 2台 普通車 2台 *乗車定員は11人未満
持込車両の使用権原	①自己以外の提供する車両を使用する場合、使用に係る契約が締結され、書面が作成されていること	個人における車両の使用は無し。
	②当該契約において、管理運営等について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること	個人における車両の使用は無し。
車両表示	自動車登録簿が作成されていること	作成されている。

運 転 者	免許種別、講習	一種免許 3人 うち、福祉有償運送運転者講習終了 3人  セダン等運転者講習終了 3名 介護福祉士・訪問介護員等 3名
	免許取得3年以上とする	全員3年以上である。
	過去3年間免許停止処分を受けていないこと	全員受けていない。
	70歳以上の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を2年に1回以上受診すること	70歳以下である。
	過去3年以内に軽傷者以上の交通事故を引き起こした者の場合、自動車事故対策機構の運転者適性診断を受診すること	-
償 損 措 害 置 賠	全車両で対人無制限・対物500万円以上の保険に加入していること	全車加入している。
利 用 料 金	千葉市内のタクシー運賃の概ね2分の1以下とする	・1キロあたり、80円とする。以降、1キロごとに80円を加算する。 ・時間ご利用料金として30分600円とする。  (その他) ・年間登録料10000円(制度外事業として登録される方)
	複数乗車	複数乗車は行っていない。
管 理 運 営 体 制	①運行管理に係る責任者及びその代行者(副責任者)が選任されていること	選任されている。
	②運行管理マニュアル等に、運行に際し、疾病・飲酒等の有無に関する確認方法が明記されていること	明記されている。
	③運行マニュアル等に、整備管理、事故・苦情処理の体制等について明記されていること	明記されている。
順 法 守 令	登録を受けようとする者が道路運送法第79条の4第1項から4項の欠格事由に該当しないこと	該当しない。
輸 送 実 績  令 和 6 年 度	走行距離	1,855 k m
	運送回数	188回
	運送収入	94,000円
	事故件数	0件